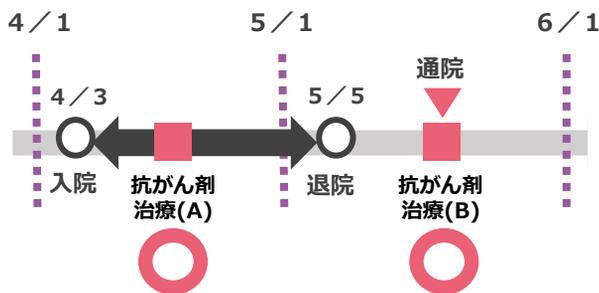


お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

お支払い できる場合

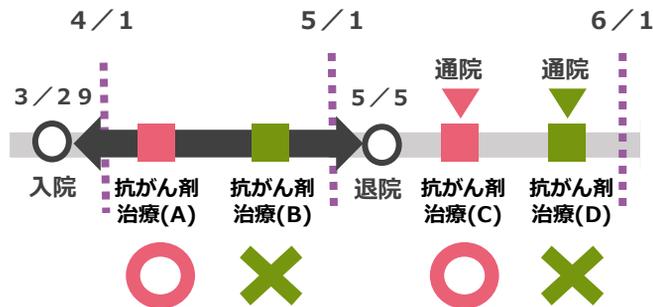
抗がん剤による治療（下図のA）を受け、
その翌月に、抗がん剤による治療（下図
のB）を再度受けた場合



抗がん剤治療Aを受けた翌月に抗がん剤治療Bを受けているため、抗がん剤治療Aおよび治療Bの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

抗がん剤による治療（下図のA、C）を受け、
その同一の月に、抗がん剤による治療（下
図のB、D）を再度受けた場合



抗がん剤治療Aや治療Cの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いした場合、それらと同一の月に受けた抗がん剤治療Bおよび治療Dの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いできません。

解説

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いは同一の月で1回を限度とします。抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われた月の翌月に受けた抗がん剤・ホルモン剤治療については、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。
- 抗がん剤・ホルモン剤の処方箋を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。